

アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況 —過失責任原則と被害者救済の關係に着目して—

吉村 顕真

目次

- I はじめに：問題の所在と課題の設定
- II コモン・ローの根本原理としての過失責任原則
- III 代理法關係から生じる親への無過失代位責任
- IV 親自身の過失から生じる親の不法行為責任
- V 無過失代位責任法による過失責任原則の修正
- VI おわりに：本稿の総括

I はじめに：問題の所在と課題の設定

1. 日本法における親の民事責任をめぐる状況

(1) 民法714条では、責任能力なき未成年者が不法行為をした場合、その監督責任者（親権者など）が監督上の過失を理由とした自己責任を負うとしているが⁽¹⁾、次の2点において不法行為法の基本原則である民法709条の過失責任原則（自己責任原則を含む）と異なる扱いをしている。第1に、この場合の親の責任は、監督義務者である親の直接の加害行為ではなく、子どもに対する監督義務の懈怠という不作為を過失評価の前提とし、そこから結果的に生じた損害につき親に責任（補充的責任）を負わせるとしている点である。第2に、同条1項但書きにおいて、監督義務者が「その義務を怠らなかったとき」には免責されると定めているが、その立証責任が監督義務者の方に転換（中間責任）され、実際はその免責が容易には認められない事実上の無過失責任とされている点である⁽²⁾。

また責任能力ある未成年者が不法行為をした場合に関しても、最高裁は、被害者救済の観点から「監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に

相当因果關係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立する」と解釈することにより、親に責任を負わせてきた⁽³⁾。もっとも、この場合の親の責任も、加害行為そのものではなく、親の監督義務違反という不作為の過失を前提にした特殊な過失評価ではあるが、過失責任原則を崩すものではない⁽⁴⁾。

(2) このように我が国の「子どもの不法行為」という問題においては、被害者救済を背景に、不法行為法の基本原則である過失責任原則に一定の修正・解釈をした上で、直接の加害行為者でもなく、また法的に別個独立した主体である親に責任を広く負わせようとする状況にある⁽⁵⁾。しかし、その一方で、従来から不法行為法の基本原則を修正することにより家父長制を復活させることになるとの批判がされてきた⁽⁶⁾。また近年の学説においても、過失責任原則に立ち返って監督者責任の帰責根拠を再検討すべきとの批判もあるように⁽⁷⁾、親の責任を広く認める傾向にある今日において、その在り方を再検討していくことが不法行為法におけるひとつの検討課題であると言える。

2. 課題の設定と分析方法

(1) そこで本稿では、子どもの不法行為に

関する親の民事責任の在り方を検討していくための基礎的研究として、まずは過失責任原則を過度に重視しているアメリカ不法行為法における親の民事責任の概況を分析していくことにする⁽⁸⁾。

そもそもコモン・ローでは伝統的に個人主義が重視され、過失責任原則を不法行為法の基本原則として位置付けてきた。そのため、子どもの不法行為責任につき親自身は何らかの関与をしていない限り、親がその責任を負うことはないとして、いわば前近代法的な考え方を否定してきた⁽⁹⁾。

その一方で、被害者救済のために、子どもの不法行為につき親に責任を負わせるための例外法理を、過失責任原則との一貫性を意識した形でいくつか形成してきた。もっとも、近年では、親に責任を負わせることで、親の子どもに対する監督・統制を高め、子どもによる不法行為を抑止すべきという目的から、州制定法に基づき特定場面で親に無過失代位責任を負わせる動きも見られる。したがって、過失責任原則を重視する本来のコモン・ローの在り方と照らし合わせれば、こうした動きは伝統的な親の責任、過失責任原則の在り方に対する意識の変化を示しているものと言える。

(2) こうした親の責任を強化していく近年の動向に対して過失責任原則を重視する立場が批判をするという点では日本法の状況と類似している。また、過失責任原則との関係で子どもによる不法行為につき親の責任をどのように理論付けるのかという問題が常に意識されていた点でも類似している。もっとも、個人主義を重視しているアメリカ法では親が子どもの不法行為につき責任を負う場面をかなり制限しているということ、また日米の法制度において子どもの責任能力に対する考え方に違いがあるということ⁽¹⁰⁾、さらに親の責任を強化させるに至った社会的背景にも違いがあるということ等からすると、そうした

類似性にも一定の留意をする必要がある。いずれにしても、アメリカ法は、子どもが不法行為をした場合であっても、親に責任を課すことを安易には認めないという、日本法と全く異なった発想から出発している点では、やはり研究対象として注目に値する。

(3) 以下、まず「Ⅱ」において、子どもの不法行為につき親が責任を負うことはないとするコモン・ロー上の過失責任原則について簡単に確認する。次に「Ⅲ」において、過失責任原則との関係に着目しつつ、親に子どもの不法行為責任を負わせるための例外法理として位置付けられる代理法関係に基づく無過失代位責任について分析する。そして「Ⅳ」において、もうひとつの例外法理と位置付けられる親自身の過失から生じる不法行為責任に着目し、直接の加害行為者である子どもの行為につき、親がどのような形で責任を負うことになるのかを分析する。さらに「Ⅴ」では、過失責任原則を修正して、子どもの不法行為責任につき親に無過失の代位責任を負わせるとする各州制定法の制定過程とその憲法上の問題を分析する。最後に「Ⅵ」において、アメリカ法では、基本的に個人主義的発想が強いこと親に民事責任を課すことを抑制しているが、一部においてその在り方を修正しようとする意識変化が見られるということを述べる。

Ⅱ コモン・ローの根本原理としての過失責任原則

伝統的にコモン・ローにおいては、子ども(未成年者)が他人に不法行為をした場合、単に親子関係があるというだけで、その責任を親に負わせることはできないものと解されてきた⁽¹¹⁾。この基本原則を明らかにしたアメリカの初期判決として、例えばテキサス州における1873年の *Chandler v. Deaton* 判決が挙げられる⁽¹²⁾。本件は、Yの子Aら(未成年者)がXの飼うラバを銃撃したとして、X

がYに損害賠償を請求したというものである。本件州最高裁は、原則として、未成年者の親ではなく、不法行為をした未成年者らが自らその責任を負うことを明らかにした。その一方で、親の責任としては、本人または共犯者として未成年者の不法行為に何らかの関与をしていない限りは、単なる親子関係の存在をもって直ちに親が未成年者の不法行為責任を負うと推定する根拠はないとして⁽¹³⁾、その不法行為につき親自身に過失がない限りは、その責任を負うことはないとの原則を明らかにした。したがって、コモン・ローにおいては、過失責任原則によって親の行動の自由が保障されているため、原則としてその責任は不法行為をした子どもが自ら負うことになる⁽¹⁴⁾。

しかしながら、過失責任原則に従って、子どもに自らの不法行為責任を負わせるとしても、通常、子どもは損害賠償を支払えるだけの十分な資力を有していない。そのため、その被害者は損害を回復できない状況に置かれることになる。そこで、コモン・ローは、過失責任原則との整合性を意識しつつ、子どもの不法行為につき親に何らかの形で民事責任を負わせるための例外法理を形成し、展開させていった⁽¹⁵⁾。以下において、その例外法理を見ていくことにする。

Ⅲ 代理法関係から生じる親への無過失代位責任

まず、子どもの不法行為につき親にも責任を負わせるための例外法理のひとつとして使用者責任に基づく「代位責任 (*vicarious liability*)」がある。そもそもコモン・ローにおいて代位責任は沿革的に厳格責任として位置付けられているが⁽¹⁶⁾、この厳格責任が認められる場面は2つに限定されている。そのひとつは親子間に雇用関係がある場合であり、もうひとつは親子間に雇用関係そのものはないものの、親が子どもの不法行為に一定の関与

(指図・同意・追認)をした場合である。

1. 雇用契約に基づく親への代位責任

(1) まず、親子間に雇用関係があることをもとに、未成年者の不法行為につき親への責任を認めたものとして、例えば、インディアナ州における *Teagarden v. McLaughlin* 事件が挙げられる⁽¹⁷⁾。本件は、土地の一区画を掃除するという契約を父親とした息子（未成年）が事業の執行中に自らの過失により火事を起こし、他人の財産を消滅させたというものである。本件州最高裁は、息子の不法行為につき父親へ責任を負わせるための理由について次のように述べている。

「もしここで当てにした根拠〔親は子どもの行為につき責任を負わないという原則〕に基づいて責任逃れすることが認められるなら、はなはだしい不法行為をすることを安易にさせるであろうし、被害者に法的行為無能力にある責任無能力者を提訴させることになる。そして非良心的な者の命令を前提として責任無能力者に責任を不当に移すことによって、非良心的な者にとっては自分のために為された不法行為について免責するための公然たる方法にもなるだろう。〔たしかに〕親は未成年者の不法行為につき責任を負わないというのが一般的ルールである。しかし、子どもが父に指図された任務に従事する中で不法行為をした場合には、このルールは適用されない。子どもが父の業務に従事する場合、そして父に授権または命令された仕事をする場合、子どもの過失から他人へ生じている損害につき父が責任を負う⁽¹⁸⁾。」

本件では使用者と被用者の実体は親子関係ではあるが、コモン・ローにおいては親子関係を理由として直ちに親へ責任を負わせることができない。そこで、本件州最高裁は、父親と未成年者との間でなされた契約に基づく雇用関係、すなわち雇主と使用人の関係 (*master & servant*) という親子関係以外の関

係を根拠に、父親の指図に従って子どもが仕事をすることで本件の火事が生じたこととすることによって、親への代位責任を認めた⁽¹⁹⁾。

(2) この事例のように、コモン・ローでは過失責任原則が重視されているため、単に親子関係があるというだけでは、直接の加害行為者ではない親に子どもの不法行為責任を負わせることはできない。そのため、親子間に雇用関係がある場合には、その実体としては親子関係であるが、親子関係以外の、すなわち雇用関係に基づく代位責任という理論構成をすることにより、結果的に子どもの不法行為につき親に代位責任を負わせることができるとしている。このような遠回しの理論構成を基にして親への責任を認めることにより、過失責任原則との正面からの衝突を回避しつつ、過失責任原則に従うことから生じる被害者救済の限界を補充している⁽²⁰⁾。

2. 指図・同意・追認に基づく親への代位責任

(1) また、親子間に雇用関係そのものがない場合でも、親が子どもに指図 (direction)、同意 (consent)、追認 (ratification) をした場合には、親子間に代理関係があったものとして親への代位責任を認めている⁽²¹⁾。例えば、子どもの不法行為につき親の指示があったことを理由に親への代位責任を認めたものとして、マサチューセッツ州の *Smith v. Jordan* 事件が挙げられる⁽²²⁾。その事案は次のようである。父 Y が家族用の車を購入し、Y 名義で車の登録をしておいたが、実際にこれを運転できる免許をもつ者は Y の息子 A (未成年) のみで、A 以外にその車は運転されたことがなかった。そのため、Y は母親が望むときにはいつでもその車を使うことを許可していた。そして母の要求に応じて A がその車を運転した結果、人身事故を起こしたため、その車の運転を許可していた Y に損害賠償が請求された。本件州最高裁は親の責

任に関して次のように言う。

「父は未成年である息子の親であること、すなわち父であることを理由にその不法行為につき責任を負わない。父から息子に不法行為をするために権限が与えられていること、もしくは親に責任を負わせる前に当該不法行為につき事後的な承認および認可 (adoption) がなければならない。その権限は明確に示されるかもしれないし、あらゆる附帯状況からの示唆によって生じるかもしれない。父に責任があると判断される前に、その不法行為は、父によって授権された業務、附帯義務、または事業を執行する中で、息子によってなされなければならない。そのような権限は、実際に親を面前にする中で、明示的または黙示的指図の中で、またはそれまでの行為過程の中で見られうる。もしその不法行為が、父親により付与された権限の一般的範囲内にあるのなら、あるいは未成年者が委託されてきた事業を行う中でなされたのなら、その父親は、たとえ問題となっている〔息子による〕特定の行為についての知識がなかったとしても責任を問われうるし、父の指図に反していた行為であったとしても責任を問われうる。もしその行為が、父親の事業を推進する中で息子によってなされたわけではなく、息子独自の発想により実行された場合には、父は責任を負わない⁽²³⁾。」

本件では親子間に雇用関係そのものはない。しかし、それに代わるものとして、親からの授権や指示があったことをもとに、親子間に使用関係があるものとみなすとしている。また授権などに基づく事業の執行において、当該行為に関する知識の有無や指図に反するものであるかどうかに関係なく、親は責任を負うとしている。そしてこの関係を前提に、本件州最高裁は、父が息子に母を乗せて車を運転させることを認めていたことから、それは父の業務の執行中における不法行為であったとして、父親への代位責任を認めている。

また、父親Yが息子A（17歳）の通学のためにオートバイを購入し、Aがそれを使って通学する際に人身事故を起こしたため、その被害者XがYに損害賠償を請求したという、テネシー州の *Meinhardt v. Vaughn* 事件でも同様の判断が見られる⁽²⁴⁾。テネシー州では子どもが16歳未満である場合には親が子どもを学校へ送ることを法律で強制的に義務付けていた。これに対して、16歳以上の子どもに関してはそのような法律上の義務はなかったが、本件州最高裁は父親には子どもに「教育を受けさせる義務」があり、その義務の中に子どもを学校へ送る義務が含まれていると解した。その上でYは本来自らその義務を履行しなければならないにもかかわらず、Aにオートバイを買い与え、Aにそれを使って学校へ行くように指図した結果、Aがその執行中に人身事故を起こしたとして、親子間に擬制的な使用関係を認め、Yに代位責任を負わせた⁽²⁵⁾。この点につき、本件州最高裁は次のように説明する。

「さて、本件の親はこの高度な義務〔教育を受けさせる義務〕をかなり適切に認識しており、それを履行することを引き受けた。それゆえ、親は息子を学校に送ったり、子どもの授業料、教科書、衣服、その他の費用を支払うのである。父は子どもを送るという任務に基づいて子どもの運送のためにその道具を子どもに明確に与えた。息子は通学の際に父の指示に従って、父の法定的かつ適切と考えられる義務または業務を実行していた⁽²⁶⁾。」「オートバイの所有者が誰であるのかは重要でない。使用者が使用者の業務に従事する際に不注意で他人に損害を加えた場合、通常、使用者に責任が当然に生じる。それは、使用人によって使われ、かつ損害を加えた道具が誰に属するのかが重要でない。もしそのような道具が使用者の認識や同意をもって使用者の業務中に使われ、かつ損害を惹き起こすために無頓着に使われるのなら、その道具は使用人の財産であるけれども、使用者はその

ような悪用について責任を負う⁽²⁷⁾。』

本件では、子どもの不法行為責任を親に負わせるにあたって、そもそも親子間に雇用関係そのものは存在していない。しかし、州最高裁は、雇用関係そのものに代わるものとして、親子間に「擬似的な使用関係」を認めた上で、AがYの指示に基づく業務の執行中に起こした人身事故として、Yへの代位責任を認めている⁽²⁸⁾。すなわち、直接の加害者Aは17歳であるため、親が子どもを学校へ送る法律上の強制的義務はないが、親には教育を受けさせる義務の一部として子どもを学校へ送る法的義務はあるとし、その義務を子どもに履行させたことから⁽²⁹⁾、結果的にYへの代位責任を広く認めている⁽³⁰⁾。

(2) 以上、コモン・ローにおいては、子どもが不法行為をした場合、親自身もそれに直接の加害行為をしていない限りは、親にその責任を負わせることはできないとしている点で、過失責任原則を貫徹している。しかしながら、被害者救済の観点から、確かに実体としては親子関係であるが、使用関係のもとで子どもが不法行為をした場合には、たとえ親が直接の加害行為をしていなくとも、親に無過失でその責任を負わせるとする代理法上の代位責任を展開させてきた⁽³¹⁾。そして使用者責任として構成する場合には、過失責任原則に正面から衝突しないため、親子間に契約関係がある場合はもちろん、契約そのものではなく親からの授権や指図等があった場合でも、親子間に代理関係があったとして⁽³²⁾、親に代位責任を負わせる余地を広く認め、被害者救済を図ってきた。

IV 親自身の過失から生じる親の不法行為責任

伝統的にコモン・ローでは代位責任の他にも、子どもの不法行為につき親に責任を負わせる2つの例外法理を認めてきた⁽³³⁾。

そのひとつが、親が子どもに危険な道具を付与・使用許可したために子どもがそれを使って不法行為をしたという場合に、親自身の不法行為責任としてその責任を追及していく「危険道具の付与」法理 (*dangerous instrumentalities doctrine*) である⁽³⁴⁾。これは子どもの不法行為が故意によるものであろうと、過失によるものであろうと、その適用対象となる。そしてもうひとつが、不法行為をした子どもに危険な性癖があり、それによって不法行為が起きることを予見できたにもかかわらず、その防止をしなかった場合に、親自身に監督上の過失があるとして親の不法行為責任を追及していく「悪性癖の認識」法理 (*knowledge of vicious tendencies doctrine*) である。これは、子どもの不法行為が故意によるものである場合に適用が限定されている点で「危険道具の付与」法理との違いがある。

いずれも親子関係という特別な関係を前提にしたものであり、また危険性ある物の管理や子どもの監督につき親自身に過失があったことを基に親の責任を追及していくという過失責任原則から出発している点では共通している⁽³⁵⁾。なお、以下では、子どもの親を念頭において分析をしていく。

1. 危険道具の付与に基づく親の監督責任

(1) この法理は、親が直接の加害行為をしたことによる損害を理由とするのではなく、親が子どもに危険な道具を手渡したことから生じた損害につきその監督上の責任を問題とすることから、この法理も例外法理として位置付けられる。この法理において、何が危険な道具であるのかは明確には言えないが、銃のように明らかに危険性を有すると判断できる道具を子どもに手渡したことにより事故が起きた場合や、道具自体が直ちに危険とは言えないが子どもがその道具を適切に使う能力がない場合など、明確な危険が予見できる場合に親の過失が認定される⁽³⁶⁾。しかしなが

ら、多くの道具が本質的に危険な道具とは考えられておらず、またこの法理に基づいて判断する場合に、多くの裁判所では、親が子どもの無能力を認識していない場合には未成年者の行為につき親には責任がないと判断されるという⁽³⁷⁾。これは過失責任原則を意識していることを示しているものと言える。以下、過失責任原則との関係に着目しつつ、いかなる場合に親に過失があるものと判断されるのかを分析していく。

(2) まず「危険道具の付与」法理に基づいて親の管理上の過失を認めたものとして、例えば、テネシー州の *Smith v. Salvaggio* 事件が挙げられる⁽³⁸⁾。本件は、8歳のAによる銃の発砲で重傷を負ったXがその親Yに対して損害賠償を請求したというものであるが、本件州最高裁は親の過失について以下のように述べている。

「子どもが若くかつ未熟であるために、命取りになる武器を預けることができない場合に、および親がそのような武器を使うことで他人に生じうる危険を自覚している、若しくは合理的注意をする中でそのことを知るべき場合に、自分の子どもが命取りになる武器を持つことを許可する親は、子どもがそのような武器を無思慮 (*reckless*) に使うことで他人に加えられる損害について責任を負う、ということは十分に確立した法であると考えられる。言い換えると、もしあらゆる事実および事情から、子どもが親の所持する武器を持つことを許可することで他人に起こりうる危険及び損害について知るべきであったのなら、そのような場合に、親は過失により責任を負うべきである⁽³⁹⁾。」「子どもの若さや未熟さから、子どもが危険でかつ命取りになる武器を使うことにより他人に損害を負わせるということが合理的に予測される場合、親側の責任に関するルールは、親という関係に基づいて認められるのではなく、そのような武器を所持することを許可している親の過失を根拠にしている⁽⁴⁰⁾。」

このように、問題となった道具が銃である場合には、本質的にその危険性が高いと考えるため、「危険な道具」に当たると判断することは当然であろう。その一方、「子どもの危険性」の側面に関しては、幼い子どもであれば通常はそれを持たせることに危険があることを予測できるため、子どもの過去の行為状況など細かい事情までは考慮の対象としていない。本件州最高裁は、若く未熟な子どもに銃を所持させることによって事故が起きることを親は通常は予見できる、もしくは予見すべきにもかかわらず、その所持を許可したとして、親の過失を認定している。

またヴァーモント州の *Giguere v. Rosselot* 事件においても同様の見解が示されている⁽⁴¹⁾。本件は、被告Yの子A（未成年者）が自宅から公道に向けて銃を発砲したところ、そこを歩いていた原告Xの夫に銃弾が命中して死亡したため、XはYがAに銃の入手を許可していた点でYには過失があるとして、Yに対して損害賠償を請求したというものである。本件州最高裁は、第1に、YがAに銃を所持させたことにつきYに過失があると言えるかという問題に対して、Aには危険な道具を適切に使う能力がないにもかかわらず、それを入手可能にすることを認めたことからYには過失があり、その過失と損害には近因があると判断した⁽⁴²⁾。第2に、Aが銃を所持していたことやかつてそれを使ったことに関するYの認識があること、また親の責任を認めるにあたってAの発砲に関するYの認識・同意・承認があることやAの当該行為が雇用の範囲内であることは必要かどうかの問題となったが、これも「不必要である」とした⁽⁴³⁾。むしろ「父親の責任の要点は、責任能力のない (incapable) 未成年の子がライフルを持つこと、またそれにアクセスできることを許可している点で親独自の不法があり、それゆえに直接的にその損害が生じた」

として、親の監督上の過失をもとに責任を認めた⁽⁴⁴⁾。

本件でも銃に危険性があることについて異論はない⁽⁴⁵⁾。その一方、どのような子どもに危険な道具を持たせたのかという子ども側の状況に関しては、単に子どもが責任無能力であることを言及するに留まっている。本件州最高裁はこうした両側面を考慮しつつ、親は子どもに危険な道具を使用することに同意した場合、もしくはそれにアクセスできることを許可したと判断できる場合には、実際に親の同意や許可がなくても、そこから不法行為が起きることが一般的に予見できるものとして、親の監督上の過失を認定している。

その一方、親から「エアガン」を贈与された子どもがそれを使って他人に怪我をさせたという事例においては、本物の銃の事例とは異なる判断がされている。エアガンも、一見したところ、危険な道具と判断できるように思える。しかし、基本的にはそれが「おもちゃ」であることから、親がそれを子どもに渡したとしても、直ちに親の責任が認められるわけではないとしている⁽⁴⁶⁾。もっとも、子どもがエアガンを適切に扱えないということを親が認識しているもしくは認識すべきであったことが証明された場合⁽⁴⁷⁾、エアガンの発射を禁止している地域での発射であったことや、その使用上の安全に関する説明をしていなかったことが証明された場合には⁽⁴⁸⁾、親は責任を負うとしている。

(3) アメリカでは銃による人身事故の事例と並んで、親が子どもに自動車やバイクなどを貸した結果、子どもが人身事故を起こしたという事例も数多く、そこでも「危険道具の付与」法理が適用されている⁽⁴⁹⁾。一見したところ、自動車などもその使い方によっては危険性があるため、まずは危険な道具として位置付けた上で判断することもできよう。しかし、多くの裁判所では、自動車などは基本的には日常生活上の道具と位置付けているた

め、直ちに危険な道具として判断しておらず、この点で銃の事例との違いがある。自動車などの事例においては銃の事例とは対照的に、道具の危険性というよりも、むしろ未熟な子どもに自動車を運転させることが危険であることが通常は予見できるにもかかわらず、親がそれを許可・同意したという点に着目している。

この事件類型として、例えばウィスコンシン州の *Hopkins v. Droppers* 事件が挙げられる⁽⁵⁰⁾。本件は、父親 Y が 16 歳未満の未成年者 A によるバイクの運転を禁止している州制定法を無視して 15 歳の子 A にバイクを購入し、運転させた結果、A が人身事故を起こしたというものである。本件州最高裁はバイクを直ちに「危険な道具」として位置付けることなく、親の過失を認定している。すなわち、本件州最高裁は、まず、Y は、A が未熟な運転者であることを知りつつも（知るべき）、自らの完全な監督権の下で他人に甚大な被害を与えるバイクを A に買い与えたこと、また、そうすることによって Y は未成年の息子 A に州制定法に違反することを意図的に是認および奨励したということを確認した。その上で Y 及び A の行為と本件事故には近因があることから親の責任を認定した⁽⁵¹⁾。本判決では、バイクの危険性よりも、子どもがバイクを運転することにつき親が同意したという点に危険性があるとしているが、この点につき本件州最高裁は以下のように述べている。

「父がこの州制定法に違反することを認めたと、父はあらゆる善良な市民が社会に対して負っている義務を怠った。父は、他者の安全性のために、その事情において当然に要求される程度の注意をすることを怠った。バイクは危険な道具そのものではなかったけれども、それを不注意に運転する場合には、それは他人の安全性を危うくする性質があった⁽⁵²⁾。」

このように、本件では制定法違反という点から親の過失が認定されているが、その際にバイクそのものを直ちに「危険な道具」として位置付けられない。むしろ未熟な子どもがそれを運転することにこそ危険性があると考えている。そもそも未熟な未成年者による運転には事故発生の可能性があることを通常は予見できるため、州制定法がそれを事前に禁止し、親に安全保持の義務を負わせているにもかかわらず、親が州制定法に違反して子どもにバイクの運転を許可したという点に着目している。

またカンザス州の *Fogo v. Steele* 事件でも同様の判断が見られる⁽⁵³⁾。本件は、母親 Y が、子 A（20 歳）に Y 所有の車を運転することを許可した結果、A が交通事故を起こし、X の子を死亡させたため、X が A の親 Y に過失があったとして損害賠償を請求したというものである。本件州最高裁は Y に過失があるとして X の損害賠償請求を認めたが、その判断において、まず「道具の危険性」について、当裁判所では自動車を直ちに危険な道具という前提から判断しないと⁽⁵⁴⁾。その上で親 Y の過失について次のように述べている。

「もし損害発生の可能性が自動車の借主の責任無能力、不注意、または無謀さに基づくものならば、自動車を使っていた者〔こそ〕が危険な要素であるということが問題として提示される。そして、もし自動車の貸主がこのことを認識しているのなら、借主側の過失による直接の結果として、他人に生じた損害の責任が〔貸主に〕生じるだろう。借主が未成年者であれ成人であれ、もし借主が責任無能力、不注意、または無謀であるため自動車運転を任すことができないということを、貸主が知っていた又は知るべき理由があった場合には、このこと〔貸主がその責任を負うこと〕が当てはまるだろう。そのような認識のある貸主が予見しうる有害な結果に対して合理的な予防策をとらな

いことに過失があるため、責任が発生する⁽⁵⁵⁾。」

このように、本件州最高裁も道具の危険性というよりも、むしろ子どもにそれを使う適切な能力がないにもかかわらず、親が車の使用を許可したという点に危険性があったとしている。その際、本件州最高裁は、子どもが成年であるにもかかわらず、未成年であるか、成年であるのかという年齢については重要な要素としておらず⁽⁵⁶⁾、単に子どもが責任無能力、不注意、無謀であったかどうか、すなわち適切に道具を使う能力があったかどうかに着目しているだけである。こうした点から本件不法行為を予見できたにもかかわらず、結果回避措置をとらなかった親に過失を認めた⁽⁵⁷⁾。

(4) 以上のように、直接の加害行為をしたのは親ではなく、子どもであるということに加え、ここで問われている親の過失が監督上の過失という不作為であることから、これは本来の過失責任原則から見て例外として位置付けられる⁽⁵⁸⁾。しかしながら、親が危険な道具を未熟な子どもに渡したことによって生じた損害につき親自身の監督上の過失が基になっている側面からすれば、過失責任原則に一貫したものとなっている。そのため、親が責任を負う例外的場面を、銃のように明らかに危険な道具であると判断できる場合、あるいは直ちに危険な道具とは言えないものの、子どもがその道具を適切に使えないゆえに危険性がある場合に限定している。その上で、親が結果の発生を予見しつつも、それを回避する予防策を講ずることなく、子どもにその道具の使用を許可した、あるいはそれへのアクセスを認めたなら、親の監督上の過失を認めるとしていた。このことからすると、例外法理といえども、その根本においては過失責任原則との整合性が強く意識されているため、それによる親の責任の認定は抑制的であると言える。

2. 悪性癖の認識に基づく親の監督責任

(1) 子どもの不法行為につき親の監督義務違反があったことをもとに親の責任を追及するもうひとつの例外として「悪性癖の認識」法理が挙げられる。この法理は、子どもの「悪性癖」が他人への侵害につながることを親が認識している場合、その結果を回避するための措置を親に講ずることを要求し、それを怠ったことによって実際に損害が発生したならば、親の監督上の過失をもとにして責任を問うというものである。

この法理においても、親が子どもの監督義務を怠ったという点から見れば、親自身の過失に基づく自己責任を負うという形になっている。しかし、もともと直接の加害行為をしたのは子どもであり、親がそれによる監督義務違反という間接的責任を負うという点からすると、これも過失責任原則の例外ということになる。

もっとも、アメリカ法では、親であるからといって子どもを完全に監督できるわけではないという前提があるためか⁽⁵⁹⁾、ここで言う監督義務には、日本民法714条のように、子どもの生活全般に関する包括的一般的な監護教育上の義務は含まれておらず、単に当該具体的状況の下において子どもの危険行為を阻止するための監督義務に限定されていることには留意する必要がある⁽⁶⁰⁾。この点に関し、1934年に公表された「第1次不法行為法リステイメント」第316条において次のように明記されている⁽⁶¹⁾。

〈第316条：子どもの行為を監督するための親の義務〉

「もし親が(a) 自分の子どもを監督する能力(ability)があることを認識している又は認識すべき理由がある、もしくは(b) 子どもを監督する必要性及び機会を認識している又は認識すべきであるのなら、親は、子どもが他人に意図的に損害を与える

行為、または他人に身体的損害という不合理なリスクを生み出す行為を予防するために、自分の未成年者を監督するための合理的注意を払う義務がある。」

このように第316条において、親の監督義務の対象を当該具体的状況下での危険回避義務に限定することが明記されている。この点からすると、この例外法理においても、親に監督責任という例外的な責任を課す場面をより最小限にしようとするコモン・ローの根本的思想が表れていると言える。

また実際に、多くの裁判所では上記リストメント第316条で示されている親の監督能力・必要性・機会といった要件の有無を現実的物理的観点から狭く解釈することにより⁽⁶²⁾、親に監督責任を課すことを抑制しているようである⁽⁶³⁾。この点からも、コモン・ローにおいて過失責任原則を重視しようとする根本的思想が見えてくる⁽⁶⁴⁾。もっとも、その一方で、親が子どもの不法行為に対する予防措置を講じない限りは、基本的には親の監督責任を認定するという、いわば被害者救済を重視する少数の裁判所もあった。

(2) まず親の立場を重視したものとして、例えばミシシッピ州における *Williamson v. Daniels* 事件が挙げられる⁽⁶⁵⁾。本件の概要は次のようである。A (15歳) は夜に母 Y が職場の上司と電話している最中に無断で家を出て、友人らと一緒に、面識のない X の車にボールをぶつけていたところ、自分の車の所に駆けつけた X と口論となったため、A は X の胸を銃で撃った。そこで被害者 X は母親 Y には A を監督することにつき過失があり、その過失と人身損害との間には近因があるとして、Y に対して損害賠償を請求した。なお、Y はその夜に A が家を出ていたことを知らず、隣人が A による発砲を Y に伝えにきた時に職場の上司とまだ電話をしていたこと、さらに A が銃を所持していることを知らず、

またそれ以前から A に銃の所持や使用を禁じていたという事情があった⁽⁶⁶⁾。

本件州最高裁は、不法行為法リストメント第316条および子どもに対する監督上の過失に関するコモン・ロー原則に照らしつつ⁽⁶⁷⁾、「単に親が子どもを監督し損ねたという事実では過失を証明するには不十分であると言及することが重要であると考え。すなわち、親は子どもの危害を加えるという性癖に関する認識を基に、合理的で慎重な親としての行為をし損ねてしていなければならない。」として⁽⁶⁸⁾、具体的危険を監督義務の前提にすることを確認した。これを前提に、本件 A が学校で少年を殴ったこと、叔父とケンカ中に叔父の手を切ったこと、近所のいじめっ子を非難したこと、強盗に関与したという事実から、Y には A の悪性癖について認識があったものと認定できるとし、これらの事実は Y に監督責任を課すことを認めるには十分なものであると判断した⁽⁶⁹⁾。

次いで、当該事件との関係で Y が A を監督する際に合理的に行動したかどうかは「(1) 過去の特定の暴力行為に対して親の対応は適切であるか、(2) 子どもを監督するための後の一般的努力の合理性、(3) 問題となっている特定の事件を抑止する必要性を親が予見すべきであったかどうか、そしてもしそうであるなら (4) そうするための親の努力の合理性があったかどうか」という点から判断するものとした⁽⁷⁰⁾。しかしながら、本件では A の母 Y が、① A が友人から銃を入手し隠していたこと、② Y の電話中に A が銃を持って家を出て行ったこと、③ A と X が直面して発砲すること等を認識していなかったという事実から、上記 (3) の点を否定した。したがって、A の銃撃を抑止するための追加的予防策をとる必要性を認識すべきであったとして Y を非難することは、本件の事情の下では不合理であると判断し、Y の責任を認めなかった⁽⁷¹⁾。

このような慎重な判断をする州最高裁の考えの根底には「違法行為の論理的に起こりうるあらゆることを予測し、かつ防ぐことを親に要求することは不合理である」との考えがある⁽⁷²⁾。そして、それにもかかわらず、もし「Xの請求を含めるために、予見可能性のゾーンを大いに拡張すると、親を、世話する者及びしつけをする者から未成年者の看守及び保険会社へと変容させるリスクを惹き起こすだろう」という問題意識があるために、慎重な判断をしていた⁽⁷³⁾。

また、イリノイ州における *Cooper v. Meyer* 事件においても、同じく現実的物理的観点から判断している⁽⁷⁴⁾。本件の事案は、Xの子がYの子Aに煉瓦のかけらを投げられ怪我をしたことを受けて、Xがその忠告をするためにYの家に行ったものの、Yがいなかったため、Xは直接Aに事件について述べたところ、Aから暴行を受けたため、Yに損害賠償を請求したというものである。本件で注目すべき点は、州上訴裁判所が①たとえYがAの暴力的性癖を知っていたとしても、XがYの家を訪問することについて、Yが事前に知っていたという主張がされていないこと、②Aの不法行為時にYはその場にいなかったため、Aを直接監督する機会がなかったこと、③Yが監督の必要性を認識していたとの主張がされなかった、という現実的物理的側面に着目していることである。その上で、親に予見可能性があったか、また親にとって子どもの不法行為を抑止する機会があったかどうかを判断し、最終的にYの監督責任を否定した⁽⁷⁵⁾。

さらに、ノースキャロライナ州の *Moore v. Crumpton* 事件も同様の判断をしている⁽⁷⁶⁾。この事案は、薬物中毒者A（17歳）がXをナイフで脅して強姦したため、XがAの親Yに損害賠償請求をしたというものである。ここでも親に子どもを監督する能力や機会があったかどうか、また親が子どもに対する監

督権を行使する必要性があることを知っていたか（もしくは知るべきだったか）どうかを争点となったが、本件州最高裁も現実的物理的観点からその検討をしている。すなわち、①Yには幼い子を監督する場合と同じように17歳のAを監督する機会がないこと、②Yが睡眠しているかなり朝早くにAによる犯罪が起きているため、Yとしては1日24時間Aを見張っている場合を除いて、通常はYの就寝後にAが家を出ることを阻止することはできなかったという点から⁽⁷⁷⁾、Aの不法行為時にYはAを監督する法的能力及びその機会がなかったとして、Yの責任を否定した。

これらの事例を見ると、過失責任原則を重視する立場としては、リステイトメントのコメント（b）にあるように現実的物理的観点から親の監督責任を判断することで、直接の加害行為者ではない親に監督責任という例外的責任を安易に負わせることのないように抑制している。こうした判断の背後には *Williamson v. Daniels* 判決で述べられた根本的懸念があるように思える。すなわち、そもそも親が子どもをあらゆる面において監督できるものではないにもかかわらず、親の予見可能性を拡張して親の責任を認めるならば、最終的には親としての役割を変容させることになるとの懸念である。こうした懸念は、過失責任原則を重視する裁判所の各判決において明確に述べられていないにしても、その根本にはあるように思われる。したがって、悪性癖の認識という例外法理が適用される場合であっても、それによって直ちに親の監督責任が認められるわけではないため、被害者が救済されないこともあった。

（3）その一方で、被害者救済を重視する裁判所はこの法理を広く解釈し、親が子どもの不法行為に対する予防措置を積極的に講じていない限り、基本的には親の監督義務違反を認めるとしていた。この立場に立っているも

のとして、例えばアイダホ連邦地裁における *Ryley v. Lafferty* 事件が挙げられる⁽⁷⁸⁾。この事案は、Y は子 A (16歳) が自分より幼い子に暴力をふるう癖があることを十分に知っていたにもかかわらず、事件当日に A に暴力をふるいに行かせた結果、A より幼い X の子がケガを負わされたため、X が予防措置を講じなかった Y に損害賠償を請求したというものである。本件州最高裁は、この場合に親が責任を負う理由を次のように説明している。

「親の同意及び承認なしに、未成年者らによってなされた不法行為については親に責任がないというのは確かであるけれども、本件で主張された事実に適用できる原理は、親がもし自分の子どもが常習的に特定の種類の不法行為の罪を犯すことを知っており、そして主張されたように子どもを助長し、子どもを是正しまた止めさせる努力をしなかったということが明らかであるのなら、親は責任を負う、というものである。申立てられた事情からすると、子どもの不法行為は親の認識及び暗示的黙認をもってなされたのであり、そしてそのような認識や同意は明示的にまたは暗示的になされるかもしれないが、訴えられた不法行為について親に現実的な認識 [があるかどうかということ] に関する証明なしに、親に責任が課される。親が子どもの習慣、特質、悪質な気質を十分に知っており、そして非難された方法でそのような行為を子どもが継続することを奨励することは、訴えられた不法行為において親側の同意及び関与を構成するだろうし、もしそうなら親側の過失としてみなされるだろう⁽⁷⁹⁾。」

このように、原則としては、子どもの不法行為につき親が同意や承認などの何らかの関与をしていなければ、親子であっても、親は責任を負わないとしている。この点では過失責任原則が維持されている。しかしながら、親が子どもに悪性癖があることを認識してい

る場合は別の扱いをすると言う。すなわち、この場合に子どもの不法行為を阻止するための合理的措置を積極的に講じなかったならば、親がそれに直接の関与をしていなくても、それに同意・関与があったものとみなして、親は責任を負うとしている。また、親が子どもの当該不法行為を現実的に認識しているとの証明がなくても、親の過失を広く認めるとしている。こうした考えのもと、本件では A が幼い子に類似の暴力行為をしていたこと、および Y がそれを認識しつつもその類似行為を抑制するための措置を講じなかったという点から、Y の責任を認めた⁽⁸⁰⁾。

また、ニューヨーク州の *Lunder v. Bidner* 事件においても同様の判断が見られる⁽⁸¹⁾。この事件も、A (18歳) の暴力により怪我を負った B の親 X が A の親 Y に対して損害賠償を請求したというものであるが、本件の親 Y は子 A に自分より年下の子に対して暴力を振るう性癖があることを認識しつつも、それを防止するための措置を講じなかったことから、Y の監督上の過失が問題となった。X は、A が Y の監督下にあること、以前から A には悪性癖があったこと、Y が A の性癖を十分に認識していたにもかかわらず、A の暴力行為に対する予防措置を講じることなく、それを認めていたということを主張した⁽⁸²⁾。これを受けて州最高裁は、Y は A の悪性癖を認識しており、A を監督する法的能力があったにもかかわらず、A の過去の行為から他人に損害を与えると推定される行為を抑制することを完全に怠ったとして⁽⁸³⁾、Y の監督上の過失を認めている。もっとも、子どもの暴力行為を抑止するための合理的措置を講じなかった場合に親には過失があるとしているが、一般的に矯正できないほどの子どもである場合は別としていることからすると⁽⁸⁴⁾、この立場であっても親の監督責任の完全性を否定している。

このように、被害者救済を重視する裁判所

では、親が子どもの悪性癖に基づく不法行為を予見できる場合にそれを抑制するような措置を講じたという証明がない限り⁽⁸⁵⁾、基本的には親の監督上の過失があるものと見なしている⁽⁸⁶⁾。こうした考え方の背後には、過失責任原則を過度に重視することに対して問題意識があるように思える。すなわち、被害者救済をするための例外法理として悪性癖の認識法理が展開してきたものの、それに基づく親の責任が限定された少数の場面で認められるに過ぎないことに加え、さらにその認定も現実的物理解釈によって抑制するとなれば、結果的には被害者救済を認めるはずの法理がほとんど機能しなくなるという、その在り方に対して問題意識があるように思える。

V 無過失代位責任法による過失責任原則の修正

1. 各州議会における制定背景とその全体的特徴

(1) このような判例法による例外法理が形成される一方、制定法を通じて伝統的コモン・ローの原則、すなわち過失責任原則を修正し、単なる親子関係に基づいて子どもによる不法行為につき親に無過失でその代位責任 (*strict vicarious liability*) を負わせようとする立法上の動きもあった。その最初となったのがハワイであり⁽⁸⁷⁾、1846年に制定法上で無過失代位責任法を認めた⁽⁸⁸⁾。またアメリカの中で唯一の民法典をもつルイジアナ州でも1930年代に制定法上において無過失代位責任法を認めた⁽⁸⁹⁾。いずれにしても、当初は制定法を通じて親への無過失代位責任を認めるところはごくわずかに存在していたにすぎず、コモン・ローを採用している州では過失責任原則を重視しているため、無過失代位責任を立法化することにはかなり慎重であった⁽⁹⁰⁾。

しかしながら、1950年代から1960年代にかけて全米で少年犯罪が著しく増加するという

社会問題を受けて⁽⁹¹⁾、各州において伝統的な親の責任の在り方を見直す動きが見られるようになった⁽⁹²⁾。そして、被害者救済が不十分であった伝統的コモン・ローの在り方を無過失代位責任という形に修正することにより、親の子どもに対する監督責任を強化し、少年犯罪（破壊行為：*vandalism*）を減らす必要があると強く主張されるようになった⁽⁹³⁾。

こうした状況の中、1951年にネブラスカ州はコモン・ローを採用する州として初めて「親の賠償責任法（*Parental Liability Law*）」と呼ばれる法律を制定し、これを通じて親に対する無過失代位責任を認めた⁽⁹⁴⁾。そしてこれを契機にして、その後、多くの州で制定法を通じて親に無過失代位責任を課すことを認める動きが見られるようになり⁽⁹⁵⁾、1980年代までにニューハンプシャー州を除く、全ての州において制定法上での無過失代位責任が認められるに至った⁽⁹⁶⁾。その結果、伝統的コモン・ローにおいては単なる親子関係に基づいて親に代位責任を課することはできずとしてきたものの、子どもを統制しかつ加害行為を抑止し損ねたということの推定により、無過失代位責任を親に負わせることを認める方へと修正されることになった⁽⁹⁷⁾。

もっとも、その立法過程においては、親に無過失代位責任を課することによって本当に少年犯罪の抑制につながるのかといった抑止効果の有無をめぐる意見が対立していた。例えば、ニューヨーク州議会では、その立法過程において、少年犯罪が深刻であること、家庭の影響力を強化すること、子どもの行為について親側の責任感を促すことに関しては、肯定派と反対派の間で意見が一致していた。しかし、この法案によって本当に少年犯罪の抑制につながるのかといった実際の抑止効果に関しては意見が対立していたようである⁽⁹⁸⁾。

(2) このような背景から各州において制定法上で無過失代位責任が認められていったが、その制定法は無過失の代位責任という過

失責任原則の例外を認めるものであるだけに、その責任内容に様々な制限をかけ、親の責任を最小限の範囲に留めている。その特徴としては全体的に次のような共通点があった（なお、各州制定法の状況に関しては、本稿末尾にある別表『各州における親の賠償責任法（Parental Liability Law）の立法状況』を参照。）。

第1に、その制定法の主目的が被害者の損害填補というよりも、むしろ親に無過失代位責任を課すことを通じて親の子どもに対する監督や統制を強化し、少年犯罪を抑止していくことにあると理解されていた点である⁽⁹⁹⁾。もっとも、現在では少年犯罪の抑止が重要な立法目的として一般的に理解されているが、そのような制定法によって実際に少年犯罪が減少したということを明らかにした証拠はないという批判的見解がある⁽¹⁰⁰⁾。

第2に、子どもの不法行為が故意によるものである場合にのみ、親が子どもの不法行為責任を負わされるとしている点である⁽¹⁰¹⁾。すなわち、加害行為をした未成年者側の要件として「故意の（willful）」、「悪意のある（malicious）」、「非行の（delinquent）」、「意図的な（intentional）」、「無謀な（reckless）」といった強い有責性を要求している。

第3に、無過失代位責任法に基づいて親に課される賠償金の上限が全体的に低額であるという点が挙げられる。例えばアラバマ州では1,000ドルを上限とする賠償額を認めているが、この金額では被害者の損害を填補するには必ずしも十分であるようには思えない。もっとも、このような制定法における損害賠償が被害者の損害填補よりも、むしろ少年犯罪の抑止を強調したものであることには留意しなければならない⁽¹⁰²⁾。

2. デュー・プロセス条項に基づく違憲立法審査

(1) 以上のような背景から各州において制

定法上で無過失代位責任が認められていったが、その直後に、その制定法は子どもの不法行為につき直接の加害行為者でもない親に対して無過失でその代位責任を負わせるとしていたことから、各州において憲法上の問題、とりわけデュー・プロセス違反がしばしば指摘された⁽¹⁰³⁾。すなわち、伝統的にコモン・ローでは、過失責任原則との関係から単なる親子関係に基づいて子どもの不法行為につき親へ責任を負わせることを否定してきたが、このような州制定法によってその基本原則を修正して、親に無過失代位責任を負わせるとした点が争点となった。

(2) このような制定法上での無過失代位責任は、各判決において一般的には合憲と判断される傾向にあったが、ジョージア州の *Corley v. Lewless* 事件では、唯一、制定法上の無過失代位責任を違憲と判断した⁽¹⁰⁶⁾。本件で問題となった州制定法（GA. CODE ANN. § 105-113 (1966).）は、17歳未満の未成年者が故意に他人を死傷させた場合や他人の財産に損害を与えた場合に、その未成年者を指揮監督する親は親の立場でその損害を填補する責任を負うとする内容であった。そこで、その州制定法が未成年者の不法行為につきその親に無過失代位責任を負わせているため、州憲法及び合衆国憲法における実体的デュー・プロセス条項及び平等保護条項に反するとして争われた⁽¹⁰⁵⁾。

本件州最高裁は、その州制定法によって子どもの不法行為につき親に無過失代位責任を負わせることは、次の点から違憲になると判断した。すなわち、①法の適正手続を経ないで被告から財産を剥奪することになること、②親に責任のないまま賠償を認定することになること、③親に過失がないまま賠償金の支払いを強制することになることから、それが実体的デュー・プロセスに違反し、無効であると判断した⁽¹⁰⁶⁾。本件での違憲判決は過失責任原則との関係からすると、説得的な批判

をしていると言える。

しかしながら、*Corley v. Lewless* 判決から5年後に、ジョージア州議会は、再び類似した内容の新法（GA. CODE ANN. § 105-113 (1976).）を制定した。その結果、*Hayward v. Ramick* 事件において、その新法がデュー・プロセス違反になるかどうか再び争われることになった⁽¹⁰⁷⁾。本件で問題となった新法は、被害者の損害填補ではなく、少年犯罪の統制を目的として再制定された点に旧法との違いがあった。しかし、18歳未満の未成年者が故意に他人の財産に損害を惹き起こした場合に、その未成年者を指揮監督する親は500ドルを超えない範囲で無過失代位責任を負うという点では旧法と同じ内容であった⁽¹⁰⁸⁾。そのため、旧法と新法ではその目的の違いがあることから賠償金の性質の違いがあるものの、やはり親に無過失代位責任を負わせていることには変わりがないため、デュー・プロセス違反になるかどうか争点となった。本件州最高裁は「未成年者をコントロールする親に責任を課すことによって少年犯罪の減少を促進することを目的とした制定法は、恣意的、不合理、また気まぐれでもない」と述べた。その上で、「州にはその目的（少年犯罪の統制）に適切な利益を有しており、そして使われる手段（故意または害意をもって財産に損害を与える子どもの親に責任を課す）と目的との間には合理的関係がある」として、その州制定法を合憲と判断した⁽¹⁰⁹⁾。

ジョージア州の場合、1971年の *Corley v. Lewless* 判決で被害者の損害填補を目的とする親への無過失代位責任を認める旧法が違憲とされたこともあって、新法では「少年犯罪の抑止」という単一の目的から類似の新法を制定したというところに州の特殊事情がある⁽¹¹⁰⁾。しかしながら、その目的が損害填補であれ、少年犯罪の抑止であれ、なぜ過失責任原則を無過失責任へと修正することが合理的で合憲になるのかについて説明しておら

ず、またその実効性の点でも本当に適切な手段であると言えるだけの十分な説明もされていない。

(3) その一方、他州においてはそのような制定法が一般的に合憲と判断される傾向にあった。例えば、テキサス州の *Kelly v. Williams* 事件では⁽¹¹¹⁾、10歳から18歳までの子どもが他人の財産に対して故意に損害を与えた場合、その親は上限300ドルの範囲内で賠償する責任を負うと定めていた州制定法（V. A. C. S. § 5923-1）に対して、被告である親がそれは不合理、恣意的、気まぐれで、差別的であることを理由に、州憲法上の平等保護及びデュー・プロセス違反を主張した⁽¹¹²⁾。

本件州最高裁は次の3つの理由から州制定法を合憲と判断した⁽¹¹³⁾。まず第1に、加害行為をした未成年者と血縁関係のある親または両親に当該行為の責任を課すことを制限しているという理由、すなわち責任主体を親に限定していることから、その合理的根拠があると認めた。第2に、10歳から18歳までの未成年者による行為についてのみ親がその責任を負うという理由、すなわち加害行為をする未成年者の年齢に関しても制限されていることから、合理的根拠があると認めた。さらに第3に、罪のない被害者に損害を負わせるよりも、親に無過失責任ではあるが、損害填補の責任を負わせる方が妥当であるという政策的理由から、その州制定法を合憲と解した。

これらの理由を見ると、確かに恣意性や不合理性といった問題に対して、親の責任対象や内容を最小限にしているということで一応の返答をしている。しかしながら、なぜ過失責任原則を修正して親に無過失の代位責任を課すことができるのかという根本的問題に対しては正面から積極的な理由を示していない⁽¹¹⁴⁾。また、親に無過失代位責任を課とするが、その際の賠償金の性質も曖昧であった。本件で問題となった州制定法が賠償額の上限を300ドルという低額な金額に設定して

いることからすると、その主目的が損害填補というよりも、むしろ少年犯罪の抑止にあると思えるが⁽¹¹⁵⁾、いかなる目的から親に代位責任が課されるのかという点が明確ではなかった。

しかし、他州を含めたその後の判決においては、立法目的に照らしてその合憲性を説明するものが見られるようになった。そのひとつとして挙げられるのがノースキャロライナ州における *General Ins. Co. of America v. Faulkner* 事件である⁽¹¹⁶⁾。この事件では、18歳未満の子どもによる財産破壊の損害を500ドルの範囲で親に無過失で賠償する責任を負わずと定めていた州制定法 (G. S. § 1-538. 1) が、州憲法及び合衆国憲法におけるデュー・プロセス条項に反するかどうか争われた。

本件州最高裁は、子どもの行為が故意や害意による行為であることを要件としていること、また賠償額を500ドルまでに制限しているため損害填補としては機能しないということから、本件で問題となった州制定法は被害者の損害填補ではなく、むしろ少年犯罪の統制を促進するために制定されたものと解した⁽¹¹⁷⁾。この理解をもとに、第1に、その合理性が親の子どもに対する無関心さや監督義務違反が少年犯罪の発生につながる一因であることから、親への無過失代位責任には合理性があるとした。また第2に、親にその責任を課すことによって、親の子どもへの監督や注意力を高めるように刺激することになるといふこと、そして第3に、その制定法の効果が少年による反社会的行為の削減にあるということから、州制定法を合憲と判断した⁽¹¹⁸⁾。このように少年犯罪の抑止という公共政策をもとに合憲と判断しているが、その実効性に関しては検証されていない点が問題である。なお、その他の州においても、実際に無過失代位責任法の合憲性が問題となった場合には、各州裁判所は本判決と同様の理由から合憲判断を示している⁽¹¹⁹⁾。

(4) 以上のように、一般的に、親に無過失代位責任を負わせることを通じて親の子どもへの監督責任を高め、少年犯罪の抑止につながると考えている。この理解のもと、裁判所は少年犯罪においては過失責任原則を無過失代位責任へ修正することに合理性があるとして、州制定法を合憲と判断している。もっとも、特に人格形成過程にある未成年者の場合、親に無過失の代位責任を負わずことによって本当に監督責任の強化、そして少年犯罪の抑止へとつながるのかは、懐疑的に見なければならぬ。また、その実際の効果を検証しないまま、その抑止効果という理由が過失責任原則を修正する正当理由として言い続けることができるのかも懐疑的に見なければならぬだろう。

VI おわりに：本稿の総括

以上、本稿ではアメリカ法における親の民事責任がいかなる状況にあるのかという点について分析してきた。以下において、本稿のまとめをする。

(1) アメリカ法では過失責任原則が重視されているため、直ちに子どもによる不法行為責任を親が負わされることはない。その一方で、被害者救済のために過失責任原則に直接衝突しない形で親に責任を負わせるための例外法理をいくつか認めてきた。その例外のひとつが代理法上の責任としての無過失代位責任であった。そしてもうひとつの例外が親自身の過失として構成するもので、これには「危険道具の付与」と「悪性癖の認識」という2つの類型があったが、その認定は抑制的であった。「危険道具の付与」においては親の責任が認められる場合は、道具が明らかに危険である場合や、未熟な子どもに自動車運転を許可する場合などに限定されていた。また「悪性癖の認識」においても、親の監督義務を当該具体的状況の下において子どもによる損害発生を回避する義務に限定した上で、

一般的には親の監督義務違反の有無を現実的物理的観点から判断していた。したがって、被害者救済のための例外法理といえども、過失責任原則との整合性が強く意識されており、その適用においても親に責任を課すことが抑制される傾向にあった。

その一方、個人主義的発想に基づく伝統的な親の責任の在り方を修正して、親に責任を課すことも必要であるとの意識が芽生えていた。こうした意識の変化は、まず「悪性癖の認識」法理において親の監督責任に関する要件の有無を現実的物理的観点から判断しなかった裁判所、すなわち被害者救済を重視した裁判所の見解から見る事ができた。しかし、より明確には各州の無過失代位責任法の制定過程においてその意識変化を見ることができた。もっとも、その州制定法は被害者救済というよりも、むしろ親の監督責任を強化することにより少年犯罪を抑止するという目的の方が強調されていたことには留意する必要があるが、少年犯罪という特定場面において親の責任をより強化すべきとの意識変化があったことは確かである。またこの州制定法はその合憲性をめぐる一連の違憲立法審査においても、その合憲理由の妥当性は別として、一般的には合憲と判断された。このことからすると、裁判所も伝統的な親の責任の在り方を一部において修正することを認めたものと言える。したがって、こうした動向は、伝統的な親の責任の在り方を常に貫徹することには限界があるため、それを一部修正する必要もあるとの意識を示したものであったと言える。

(2) このようにアメリカ法の一部において親の責任の在り方に対して意識の変化が見られるものの、やはり全体的には個人主義的発想が根強く浸透しているため、子どもの不法行為につき親が責任を負う場面をかなり制限している。したがって、アメリカ法では、民事上において被害者救済をそれほど配慮して

いない。これに対して、日本法では民法714条及び昭和49年の最高裁判決において親の監督責任を事件類型で制限することなく、親の責任が比較的広く認められる傾向にある。このことに対しては、上述したように、被害者救済を重視しすぎているとの批判がある。確かに民法714条においては過失の証明が監督義務者に転換されている上に、その監督義務の内容も包括的であることから、親の免責がほとんど認められない事実上の無過失責任となっている点では厳しい責任となっている。しかしながら、親の責任を免責する余地・機会そのものは一応ある⁽¹²⁰⁾。また昭和49年の最高裁判決の法理に基づいて親の監督責任を判断する際にはあらゆる事情が考慮されるとしている⁽¹²¹⁾。こうした点からすると、本稿においてアメリカ法の概況を分析した限りではあるが、日本法は過失責任原則と被害者救済との調和がとれているように思える。

もっとも、上述したように、本稿は親の民事責任を再検討していくための第1作業としてアメリカ法の概況を分析したにすぎない。そのため今後においては、責任能力制度がないアメリカ法において子ども自身の不法行為責任を認定する際にはどのように過失を判断するのか⁽¹²²⁾、またそれぞれの例外法理における過失や因果関係の判断構造に関して学説ではどのように評価しているのか、さらにそれに関連して親の責任を免責するための法理(immunity)などを分析していく必要がある。^{*}

〈各州における親の賠償責任法（Parental Liability Law）の立法状況〉（2013年05月の時点）

州	制定法 （ ）は初制定年	未成年者 の年齢	親が負う損害賠償 の上限額	親が子ども（未成年者）の責任を 負う場合
アラバマ州	Ala. Code § 6-5-380 (1965)	18歳未満	\$1,000 + 裁判費用	子が意図的に、故意に、悪意をもって他人の不動産または動産に損害を与えた場合、親・後見人は責任を負う。
アラスカ州	Alaska Stat. § 09.62.255 (再制定) [§ 34.50.020 (1957 年の制定法は廃止)]	18歳未満	\$15,000 + 裁判費用。 ただし、保険適用の場 合は \$25,000。	子が故意や悪意をもって他人の不動産または動産に損害を与えた場合、親に責任が課される。
アリゾナ州	Ariz. Rev. Stat. Ann. § 12-661 (1956)	18歳未満	\$10,000	子が故意や悪意をもって他人または財産に損害を与えた場合（窃盗、万引きを含む）、親は責任を負う。
アーカンザス州	Ark. Stat. Ann. § 9- 25-102 (1959)	18歳未満	\$5,000	子が悪意や故意をもって他人、学校、宗教施設などの財産に損害を与えた場合に、親は責任を負う。
カリフォルニア州	Cal. Civil Code § 1714.1 (1955) 意図的違法行為	18歳未満	財産的賠償 + 治療費 + 弁護士費用それぞれ \$ 25,000まで。	子が故意により死傷または財産損害を惹き起こした場合、親は連帯して責任を負う。子が親の同意のもと車を運転する際に過失で他人の身体や財産に損害を与えた場合も、親は責任を負う。
	Cal. Civil Code § 1714.3 銃による事故	18歳未満	1人の死傷の場合は \$30,000 多数の死傷の場合は \$60,000	子に銃の所持を認めた、または子が銃にアクセスできる場所に置き去りにした結果、事故が起きた場合、親・後見人は連帯責任を負う。
	Cal. Vehicle Code § 17708-17709 (1967) 自動車事故	18歳未満	1人の死傷につき \$15,000 2人以上の場合は \$30,000 財産損害の場合は \$5,000	親・後見人の明確または黙示の許可に基づいて子が車を運転する際に運転事故を起こした場合、その近因的損害について親・後見人は連帯して責任を負う。
コロラド州	Colo. Rev. Stat. § 13- 21-107 (1959) 財産損害・身体傷害	18歳未満	\$3,500 + 訴訟費用 + 弁 護士費用	子が故意や悪意により他人の財産や身体に損害を与えた場合、親は責任を負う。なお、窃盗の場合は、親・後見人は、実損害 + 罰金 \$250の責任を所有者に負う (Colo. Rev. Stat. § 13-21-107.5)。
コネティカット州	Conn. Gen. Stat. § 52-572 (1955)	18歳未満	\$5,000	子が故意または悪意により他人の財産や身体に損害を与えた場合、また、子が親の許可なしに車を運転している際に過失で他人の身体や財産に損害を与えた場合も、親は責任を負う。

デラウェア州	Del. Code. Ann tit.10 § 3922 (1958) 破壊行為	18歳未満	\$5,000	子が故意または無思慮に他人の不動産や動産に損害を与え場合、親は責任を負う。
	Del. Code. Ann tit.21 § § 6104-6105 自動車責任	18歳未満	無制限	子のために車の許可申請に署名した親・後見人・使用者は、未成年者が惹き起こした損害につき責任を負う。未成年者の車の利用を許可した所有者もその損害につき責任を負う。
フロリダ州	Fla. Stat. § 741.24 (1967) 破壊行為	18歳未満	実損害+訴訟費用に課される税	子が故意や害意によって他人の財産を破壊する場合、または財産を窃盗する場合に親は責任を負う。
	Fla. Stat. § 322.09 自動車責任	18歳未満	無制限	未成年者が車を運転している際に、故意または過失により損害を惹き起こした場合、その免許申請に署名した者は連帯責任を負う。
ジョージア州	Geo. Code Ann. § 51-2-3 (再制定：1976年) [§ 105-113 (1956 ⇒廃止)]	18歳未満	\$10,000+訴訟費用	子の故意または悪意による行為によって生じた損害(医療費・財産損害)につき、親は責任を負う
ハワイ州	Haw. Rev. Stat. § 577-3 (1858) 不法行為	18歳未満	無制限	子(未婚の未成年者)の不法行為につき、親はその連帯責任を負う。
	Haw. Rev. Stat. § 577-3.5 落書き	18歳未満	無制限	子・親・後見人は、損害賠償及び落書きを除去する義務を負う。
	Haw. Rev. Stat. § 286-112 (b) 自動車責任	18歳未満	無制限	車の免許申請に署名した者は連帯責任を負う。(Repeal and reenactment on January 9, 2011. L 2005, c 72, § 15.)
アイダホ州	Idaho Code Ann. § 6-210 (1957)	18歳未満	\$2,500	子が故意に惹き起した経済的損害(財産損害、窃盗、医療費、逸失賃金)につき、親は責任を負う。
イリノイ州	740 I.L.C.S § 115/3 (1969) 財産損害・人身傷害	18歳未満	実損害(上限\$20,000)+弁護士費用(合理的範囲内)(§ 115/5)	子とともに生活する親や後見人は、子の故意または害意による財産損害や人身傷害につき責任を負う。
	720 I.L.C.S § 5/21-1.2 意図的破壊行為	18歳未満	実損害(上限\$20,000)、懲罰賠償、弁護士費用、訴訟費用	子が教会、墓地、学校などに損害を与えた場合、親または後見人はその責任を負う。
インディアナ州	Ind. Code Ann. § 34-31-4-1 (1957) 財産損害・人身傷害	18歳未満	\$5,000	子が意図的に、悪意で、無思慮に人身損害または財産損害を惹き起こした場合、親はその責任を負う。

アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況

	Ind. Code Ann. § 9-24-9-4 (1991) 自動車責任	18歳未満	無制限	子が車を運転している際に、損害を惹き起こした場合、その免許申請に署名している者は連帯して責任を負う。
アイオワ州	Iowa Code § 613.16 (1969)	18歳未満	各不法行為につき\$2,000。 同じ請求者が2つ以上の行為を基にする場合は\$5,000が上限。	人身傷害または財産損害を惹き起こした子の不法行為につき、親は責任を負う。ただし、親に法的親権がなかった場合は、責任を負わない。
カンザス州	Kan. Stat. Ann. § 38-120 (1959)	18歳未満	\$5,000+ 訴訟費用。親の過失の結果によるなら、無制限。	子が意図的に、悪意により人身傷害または財産損害を惹き起こした場合、親は責任を負う。
ケンタッキー州	Ky. Rev. Stat. Ann. § 405.025 (1968) 破壊行為	18歳未満	\$2,500	もともとの訴訟において親・後見人が被告として参加していた場合に、子が財産の破壊をしたことにつき責任を負う。
	Ky. Rev. Stat. Ann. § 186.590 (1) (3) 自動車責任	18歳未満	無制限	子の運転免許の申請に署名した者は責任を負う。車の所有者は、未成年者に車を預けたことにつき責任を負う。
ルイジアナ州	La. Civ. Code. Ann. Art. § 2318 (1804)	18歳未満	無制限	父・母は、子が惹き起こした損害につき責任を負う。
メイン州	Me. Rev. Stat. Ann. tit 14 § 304 (2004)	7~17歳	\$800	親または後見人は、子の故意または害意による人身損害または財産損害につき、連帯責任を負う。
メリーランド州	Md. Code. § 11-604 (再制定：2004年) [Md. Cts. & Jud. Proc. Code Ann. § 3-8A-28 (1959年の制定法は廃止)]	18歳未満	\$10,000	子、親、もしくは親子で、子の犯罪行為につき原状回復をする責任を負う。
マサチューセッツ州	Mass. Gen. Law. Ann. Ch. 231 § 85G (1969)	7~18歳	\$5,000	子が故意または害意によって惹き起こした人身傷害または財産損害につき、親は責任を負う。
ミシガン州	Mich. Comp. Law. Ann. § 600. 2913 (1953)	18歳未満	\$2,500	子が故意または害意によって人身傷害または財産損害を惹き起こした場合、親は責任を負う。
ミネソタ州	Minn. Stat. Ann § 540.18 (1967)	18歳未満	\$1,000	子が故意または害意により人身傷害または財産損害を惹き起こした場合、親・後見人は連帯責任を負う。
ミシシッピ州	Miss. Code Ann. § 93-13-2 (1978) 財産損害	10 ~ 18歳	\$2,000 + 訴訟費用	子が故意にまたは意図的に財産を破壊した場合、もしくは損害を与えた場合に、親に責任が課される。

	Miss. Code Ann. § 97-15-1 破壊行為	21歳未満	\$200	子が標識、信号、橋、地下通路などに故意に損害を与えた場合、親が責任を負う。
	Miss. Code Ann. § 63-1-25 自動車事故	17歳未満	無制限	子が車を運転する際に故意または過失によって不法行為をした場合、子の免許申請に署名した親はその連帯責任を負う。
ミズーリー州	Mo. Ann. Stat. § 537.045 (1981)	18歳未満	\$2,000	子が故意にまたは意図的に財産または身体に損害を与えた場合、親に責任が課される。
モンタナ州	Mont. Rev. Code Ann. § § 40-6-237-238 (1957)	18歳未満	\$2,500 + 課税対象となる訴訟費用 + \$100を超えない合理的な範囲での弁護士費用。	子が故意にまたは意図的に財産に損害を与えた場合、親に責任が課される。ただし、ビジネスに対してなされた損害については適用しない。
ネブラスカ州	Nebraska Code § 43-801 (1951)	19歳未満	損害賠償は入院・医療費に限られる。ただし\$1,000が上限。	子が故意にまたは意図的に人身損害または財産損害を与えた場合に、親はその責任を負う。
ネバタ州	Nev. Rev. Stat. § 41.470 (1957) 人身傷害及び財産損害	18歳未満	\$10,000	子が人身傷害もしくは財産損害を起こした場合、親は連帯責任を負う。
	Nev. Rev. Stat. § 41.472 銃の使用	18歳未満	無制限	子が故意・過失で銃を使用した場合に、親・後見人が、子に暴力的性癖あること、それを使用する意思があることを認識している、あるいはその使用を許可したのなら、責任を負う。
	Nev. Rev. Stat. § 483.300 自動車事故	18歳未満	無制限	子が運転において故意・過失により損害を発生させた場合、子の免許申請に署名した者が責任を負う。
ニューハンプシャー州	N. H. Rev. Stat. Ann. § 507:8-e (1979)	18歳未満	無制限	子による財産破壊行為につき親・後見人・その他親権者が子の監督・統制を怠った場合、親・後見人・親権者に責任が課される。
ニュージャージー州	N. J. Rev. Stat. § 2A:53A-16 (1965) 交通機関に対する損害	18歳未満	\$5,000 + 訴訟費用	子が故意または害意により鉄道、公益事業、路面電車などに損害を与えた場合には、親に責任が課される。
	N. J. Rev. Stat. § 18A:37-3 学校財産に対する損害	18歳未満	無制限	子が学校財産に損害を与えた場合には、親・後見人にその責任が課される。

アメリカ不法行為法における親の民事責任の概況

ニューメキシコ州	N. M. Stat. Ann. § 32A-2-27 (1957) 人身傷害及び財産損害	18歳未満	\$4,000+ 訴訟費用 + 弁護士費用 (裁判所の裁量で)	子が故意または害意をもって他人に損害を与えた場合もしくは財産を破壊した場合、親はその責任を負う。
	N. M. Stat. Ann. § 66-5-11 自動車事故	18歳未満	無制限	子が車を運転している際に故意・過失により損害を生じさせた場合、子の免許申請に著名した親に連帯責任が課される。
ニューヨーク州	McKinney's Gen. Obl. L. § 3-112 (1970)	10～18歳	\$5,000	子が故意または非合法に財産を破壊した場合、親・後見人が責任を負う。その他の不法行為についても親が責任を負う (省略)。
ノースキャロライナ州	N. C. Gen. Stat. § 1-538.1 (1961)	18歳未満	\$2,000	子が故意または害意により他人または他人の財産に損害を与えた場合、親が責任を負う。
ノースダコタ州	N. D. Cent. Code § 32-03-39 (1957) 財産損害	18歳未満	\$1,000+ 訴訟費用	子が故意または害意により他人の財産に損害を与えた場合には、親が責任を負う。
	N. D. Cent. Code § 39-06-09 自動車事故	18歳未満	無制限	子が車を運転している際に過失により損害を生じさせ、その利用を許可していた場合には、それを許可した者に連帯責任が課される。
オハイオ州	Ohio Rev. Stat. Ann. § 3109.09 (1967) 財産損害もしくは窃盗	18歳未満	\$10,000+ 訴訟費用	子が故意または害意により他人の財産に損害を与えた、もしくは窃盗をした場合には、親または法的監護権者は責任を負う。
	Ohio Rev. Stat. Ann. § 3109.10 (1967) 人身傷害	18歳未満	\$10,000+ 訴訟費用	子が故意または害意により著しい身体的損害を惹き起こしそうな力で他人を暴行した場合、親または法的監護権者は責任を負う。
	Ohio Rev. Stat. Ann. § 4507.07 自動車事故	18歳未満	無制限	子が車を運転中に故意・過失により他人や財産に損害を生じさせた場合、免許申請に著名した者に連帯責任が課される。
オクラホマ州	Okla.Stat. Ann. Tit 23 § 10 (1957)	18歳未満	\$2,500	子が故意に人身傷害または財産損害を惹き起こす犯罪もしくは非行行為をした場合、親が責任を負う。
オレゴン州	Or. Rev. Stat. § 30.765 (1959)	18歳未満	\$7,500	子が意図的にまたは無思慮で人や財産に存在を与えた場合、親に責任が課される。
ペンシルヴァニア州	23 Pa. C. S. § § 5501-5505 (1967)	18歳未満	1人につき \$1,000。ただし、被害者の人数に関係なく、事件ごとに上限は \$2,500。	子に責任があり、子が人身傷害または財産損害 (窃盗、財産破壊など) を与える不法行為をしたと判決された場合、親に責任が課される。

ロードアイランド州	R. I. Gen. Laws § 9-1-3 (1956)	18歳未満	\$1,500	子が故意または害意により他人または他人の財産に損害を与えた場合、親は連帯責任を負う。
サウスカロライナ州	S. C. Code Ann. § 63-5-60 (1965)	18歳未満	\$5,000	子の害意または故意により人身傷害、窃盗、財産損害を与えた場合、親・後見人が責任を負う。
サウスダコタ州	S. D. Codified Laws § 25-5-15 (1957)	18歳未満	\$2,500 + 訴訟費用	自動車事故の場合を除いて、子が故意または害意により人身傷害または財産損害を惹き起こした場合、親に責任が課される。
テネシー州	Tenn. Code Ann. § § 37-10-101-103 (1957)	18歳未満	原則として、\$10,000 + 訴訟費用	子が故意や害意により人身傷害や財産損害を与えた場合、親・後見人が責任を負う。ただし、親が子の不法行為をする性分を知っているまたは知るべきだった場合には、賠償額の上限は適用されない。
テキサス州	Tex. Fam. Code Ann. § § 41.001-41.002 (1995) [旧法：Tex. Fam. Code Ann. § § 33.01-03 (1957)]	10～18歳	子の行為が故意・害意による場合は\$25,000の上限が適用される。また訴訟費用+合理的範囲での弁護士費用も認められる。	監督統制義務のある親は、親の監督上の過失に合理的に起因する子どもの過失行為、または子の故意または害意による行為によって近因的に生じた財産損害につき責任を負う。
ユタ州	Utah. Code Ann. § 78 (A) -6-1113 [旧法：Utah. Code Ann. § 78-11-20 (1977)] 財産損害、窃盗など	18歳未満	\$2,000	子が意図的に財産窃盗をする場合、無思慮や故意に車、鉄道、飛行機に物を投げる場合、他人の物を破壊する場合、他人を危険にさらす場合、公共施設を損傷させる場合、親・後見人に責任が課される。
	Utah Code Ann. § § 53-3-211-212 自動車事故	18歳未満	無制限	子が車を運転中に故意・過失により他人や財産に損害を生じさせた場合、子の免許申請に署名した親に連帯責任が課される。また、子に車を運転させることを認めた親に関しても連帯責任が課される。
ヴァーモント州	Vt. Stat. Ann. Tit. 15 § 901 (1959)	18歳未満	\$5,000	子が故意や害意により他人の身体や財産に損害を与えた場合、親に責任が課される。
ヴァージニア州	Va. Code Ann. § § 8.01-43-44 (1960)	18歳未満	\$2,500	子が故意や害意により公共の財産や他人の財産に損害を与えた場合、親に責任が課される。
ワシントン州	Wash. Rev. Code Ann. § 4.24.190 (1961)	18歳未満	\$5,000	子が故意や害意により他人の身体や財産に損害を与えた場合、親に責任が課される。この規定は、コモン・ロー上の親の過失を理由とする賠償の金額を制限しない。

ウエスト ヴァージニア 州	W. Va. Code § 55- 7A-2 (1957)	18歳未満	\$5,000 (直接の自己負 担した損失 + 訴訟費用 + 判決時からの利息)	子が故意や害意により他人の身体 や財産に損害を与えた場合、他人 の所有する森林を放火した場合、 剥奪の意思をもって他人の物を窃 盗した場合に、親に責任が課され る。
ウィスコンシ ン州	Wis. Stat. Ann. § 895.035 (1957)	18歳未満	原則としては、\$5,000 (私学なら \$20,000) + 訴訟費用 + 弁護士費 用。窃盗に例外あり (§ 943.51)。	子が故意、害意、悪意により財産 損害 (学校の財産を含む) あるい は人身傷害を与えた場合、落書禁 止条例に違反した場合、また窃盗 した物の価値につき、親に責任が 課される。
	Wis. Stat. Ann. § 343.15 自動車事故	18歳未満	無制限	子が車を運転中に故意・過失によ り他人や財産に損害を生じさせた 場合、子の免許申請に著名した親 に連帯責任が課される。
ワイオミング 州	Wyo. Stat. Ann. § 14 -2-203 (1965)	10~17歳	\$2,000 + 訴訟費用	子が故意に財産に損害を与えた場 合や破壊した場合、親に責任が課 される。

なお、上記の表は PARENTAL RESPONSIBILITY LAWS IN ALL 50 STATES (<http://www.mwl-law.com/CM/Resources/Parental-Responsibility-Chart.pdf#search=Code+of+Ala.+%C2%A7+65380>) (2013年5月20日確認)、Freer, *Parental Liability for Torts of Children*, 53 KY. L. J. 254 (1965) ; Prescott & Kundin, Note, *The Iowa Patental Responsibility Act*, 55 IOWA L. REV. 1037 (1970) ; Michael A. Axel, Note, *Statutory Vicarious Parental Liability : Review and Reform*, 32 CASE W. RES. L. REV. 559, 565 n.41 (1982) ; Lisa Gentile, *Part Two : Rights of Parents : Parental Civil Liability for the Torts of Minors*, 16 J. CONTEMP. LEGAL ISSUES 125 (2007) をもとに、筆者が確認した範囲で作成した。

注

- (1) 民法714条の沿革に関し、我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1937年) 155-160頁、松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任」川島武宜(編)『損害賠償法の研究』(上)我妻先生還暦記念』(有斐閣、1957年) 147-168頁、加藤一郎(編)『注釈民法(19)・債権(10)』(有斐閣、1965年) 255頁などを参照。また、日本法におけるその帰責根拠を詳しく分析したものとしては、林誠司「監督者責任の再構成(1)」北大法学論集 55巻6号(2005年)63-105頁を参照。なお、民法714条の賠償義務者に関しては、例えば、吉村良一「不法行為法」(有斐閣、2010年) 198-201頁を参照。
- (2) 民法714条における「監督義務の懈怠」とは、損害発生につき予見可能性がある状況下で、権利侵害の結果を回避するために必要とされる行為を

- すべき義務だけではなく、責任無能力者の生活全般についてその身上を監護し教育すべき義務まで含んでいる。そのため、免責の証明をすることが困難であると言われている(遠藤浩編集「潮見佳男」『基本法コンメンタール・債権各論Ⅱ』(日本評論社、第4版新条文対照補訂版、2005年)69頁。責任能力を有する未成年者の監督義務内容に関しては、久保野恵美子「判批」『民法・判百Ⅱ』196号(2009年) 195-196頁を参照。
- (3) 最判昭和49年3月22日民集28巻2号347頁。昭和49年判決に影響を与えた学説として、松坂・前掲注(1)を参照。もっとも、責任能力ある未成年者に対する親の監督義務違反を理由とする損害賠償請求には限界がある(最判平成18年2月24日判タ1206号117頁)。
- (4) 昭和49年判決は、民法709条及び714条が統合した新たな規範を定立したものであるとする見解も

- ある。これに関し、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為(下巻)』(青林書院、1985年)672頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ・不法行為』(弘文堂、1992年)216頁を参照。
- (5) 昭和49年判決に従ったとしても、直ちに709条の過失責任原則の趣旨が没却されるわけではないとの見解に関し、中嶋功「責任能力ある未成年者の監督義務者の責任」判タ1145号(2004年)76頁を参照。
- (6) 加藤一郎『不法行為』(有斐閣、増補版、1974年)160頁。また親権論の観点から批判したものとして、小野義美「未成年者の加害行為と親の責任(1)(2完)―不法行為と親権法の交錯―」宮崎大学教育学部紀要・社会科学64号(1989年)17-32頁、同65号(1989年)27-42頁を参照。
- (7) 林・前掲注(1)58-60頁、久保野恵美子「子の行為に関する親の不法行為責任(1)(2)―フランス法を中心に―」法協116巻4号(1999年)1-77頁、同117巻1号(2000年)82-126頁。
- (8) この問題に関するアメリカ法の先行研究として、樋口範雄「子どもの不法行為―法的責任の意義に関する日米比較の試み―」『英米法論集(田中英夫先生還暦記念)』(東京大学出版会、1987年)405-442頁、樋口範雄『親子と法―日米比較の試み―』(弘文堂、1988年)12-37頁、樋口範雄『アメリカ不法行為法』(弘文堂、2009年)21-25頁)がある。なお、他のコモン・ロー諸国に関しては、飯塚和之「子の不法行為と親の責任：コモン・ローの分析」商学討究27巻3=4号(1977年)29-47頁がある。
- (9) アメリカ法における parent とは、子の父または母を指すが、嫡出子の実父母のみならず養父母、さらに場合によっては、非嫡出子の母や推定上の父を含むことがある(田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年)619頁)。
- (10) アメリカ法において、不法行為の成立において未成年者である子どもの責任能力の有無はそもそも問題とならないが、日本法における責任能力の観念が全くないわけではないと言われている(樋口・前掲注(8)『親子と法』21頁)。
- (11) PROSSER AND KEETON ON THE LAW OF TORTS § 123, at 913 (5th ed. 1984); Burchard V. Martin, Comment, *Parent & Child-Civil Responsibility of Parents for the Torts of Children-Statutory Imposition of Strict Liability*, 3 VILL. L. REV. 529, 530 (1958); Andrew C. Gratz, Comment: *Increasing the Price of Parenthood: When Should Parents be held Civilly Liable for the Torts of Their Children?*, 39 Hous. L. Rev. 169, 175 (2002).
- (12) Chandler v. Deaton, 37 Tex. 406 (1873).
- (13) *Id.*
- (14) この原則は、例えば Lemeke v. Ady, 159 N. W. 1011 (1916); Mopsikov v. Cook, 122 Va. 579 (1918); Arkin v. Page, 287 Ill. 420 (1919); Haunert v. Speir, 214 Ky. 46 (1926); Ringhaven v. Schluetter, 23 Oh. App. 355 (1927); Murphy v. Loeffler, 327 Mo. 1244 (1931); Hulsey v. Hightower, 44 Ga. App. 455 (1932); Miller v. Kraft, 57 N.D. 559 (1929); White v. Seitz, 174 N.E. 371, 372 (1930) 等でも言及されている。
- (15) W.A.R., Note, *NEGLIGENCE—Parent's Failure to Prevent Torts by Child*, 31 TENN. L. REV. 553, 554 (1964); Gissen v. Goodwill, 80 So. 2d 701, 703 (Fla. 1955); Wells v. Hickman, 657 N.E.2d 172, 176 (Ind. Ct. App. 1995).
- (16) 英米法における代位責任の沿革などについては、望月礼二郎『英米法』(青林書院、新版、1997年)267-273頁を参照。また、樋口範雄『アメリカ代理法』(弘文堂、2002年)23頁も参照。
- (17) Teagarden v. McLaughlin, 86 Ind. 476 (1882).
- (18) *Id.* at 478. なお、〔 〕内の言葉は筆者による補充である。
- (19) なお、本人が負う不法行為責任としては、①本人自身に代理人の選任監督につき故意または過失があった場合と、②代理人の故意過失による不法行為につき本人が代位責任を負う場合の2つがある。詳しくは、樋口・前掲注(16)183頁以下参照。
- (20) その他にも Robertson v. Aldridge, 185 N.C. 292, 295 (1923); Hawes v. Haynes, 219 N.C. 535, 537 (1941); Green v. Smith, 153 Va. 675, 681, 688-89 (1930) 等がある。
- (21) Fowler V. Harpert & Posey M. Kimett, The Duty to Control the Conduct of Another, 43 YALE L. J. 886, 893 (1934); W.A.R. *supra* note 15, at 554; Prescott & Kundin, Note, The Iowa Paternal Responsibility Act, 55 IOWA L. REV. 1037, 1039 (1970).
- (22) Smith v. Jordan, 211 Mass. 269 (1912).
- (23) *Id.* at 270-71. なお〔 〕内の言葉は筆者による補充である。

- (24) Meinhardt v. Vaughn, 159 Tenn. 272 (1929).
- (25) *Id.* at 278-79.
- (26) *Id.* at 279. なお〔 〕内の言葉は筆者による補充である。
- (27) *Id.*
- (28) 本件では、子どもが通学オートバイに乗るとき、子どもは父の代理人 (representative) としてではなく、自分の便利のためにオートバイで通学していたことなどから、代理関係としての構成することには問題があり、子どもの不法行為として扱うべきであるとの反対意見が出されている (*Id.* at 280.)。
- (29) なお、伝統的代理概念 (*doctrine of respondeat superior*) というよりも、むしろ「家族用目的理論 (*family purpose doctrine*)」によって親への代位責任を認める裁判所もある。これは家族の一員が自動車などにより事故を起こした場合に、自動車を所有する親の被用者として行動していたことを理由にして、親に代位責任を負わせるというものである (樋口・前掲注(8)「子どもの不法行為」426-427頁)。Winston, *Family Purpose Doctrine in Tennessee*, 22 TENN. L. REV. 535 (1951); Prosser, *supra* note 11, § 73, at 524.
- (30) 類似事例として、Hulsey v. Hightower, 44 Ga. App. 455 (1932); Stainberg v. Cauchois, 249 App. Div. 518 (1937); Condel v. Savo, 350 Pa. 350 (1944); Johnston v. Orlando, 357 Cal. App. 2 d 692 (1955) などがある。
- (31) 親からの指示が明示でも黙示でもよいとした事例として Trahan v. Smith, Tex. Civ. App., 239 S.W. 345, 347 (1922) がある。また、この指示や授権といった要件に関しては、それが権限超越の行為であったかどうかは重要ではないということを示した事例として、Schmidt v. Adams, 18 Mo. App. 435 (1885) がある。その一方、子どもの不法行為につき親の指図がなかったとして親の責任を否定したものとして Bowen v. Mewborn, 218 N.C. 423, 427-28 (1940) がある。
- (32) 事後の追認をした場合に父親の責任を認めた事例として Hower v. Ulrich, 156 Pa. 410, 414 (1893) がある。
- (33) 基本的には一定の関係があることをもって直ちに監督責任が課されるわけではない。この原則に関し、RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § § 315-316 (1965). を参照。Carl David Adams, Note, *Has the Family Code Made Any Changes in the Liability of a Parent for His Child's Conduct?*, 26 BAYLOR L. REV. 687, 687-88 (1974). また、Kent, *Parental Liability for the Torts of Children*, 50 CONN. B.J. 452, 464 (1976) も参照。
- (34) なお「危険な道具」につき RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 308 (1965) を参照。
- (35) Richard Cohn, Comment, *Liability of Negligent Parents for the Torts of Their Minor Children*, 19 ALA. L. REV. 123, 123-24 (1966).
- (36) John D. Ponder, *Parent and Child - Parent's Responsibility for Torts of Child*, 28 TUL. L. REV. 503, 504 (1954).
- (37) Kent, *supra* note 33, at 464.
- (38) Smith v. Salvaggio, 44 Tenn. Civ. App. 727 (1914).
- (39) *Id.* at 731.
- (40) *Id.*
- (41) Giguere v. Rosselot, 110 Vt. 173 (1939).
- (42) *Id.* at 179.
- (43) *Id.* at 181.
- (44) *Id.*
- (45) 類似事例として、Meers v. McDowell, 110 Ky. 926 (1901); Mazzocchi v. Teay, 126 W. Va. 490 (1944); Mazzilli v. Selger, 13 N.J. 296 (1956) などがある。
- (46) Highsaw v. Creech, 17 Tenn. App. 573, 577-78 (1933). また Wade R. Habeeb, *Parents' liability for Injury or Damage Intentionally Inflicted by Minor Child*, 54 A.L.R.3d 974 (Originally published in 1973) § 11-12も参照。なお、エアガンを危険な道具と判断した意見が稀にある。父母 Y の留守中に、Y 宅で Y の子 (7 歳) が被害者 A と遊んでいる最中にエアガンを見つけ、その結果それによる事故が起き、A が失明したという Tatum v. Lance 事件において、法廷意見はエアガンと弾をそれぞれ別の部屋のクローゼットの中に隠しておいたことから、親には本件事故につき予測可能性がないとして、責任を否定した。しかし、その一方で、そもそも Y には 7 歳の子とエアガンには潜在的危険性があることを認識していること、一般的にクローゼットがあらゆる物の収納場所なので、子どもが最初にそこにエアガンを探しに行くことが考えられるという点から、Y には本件につき合理的に予測できたものであるとして、親の責任を認めるべきであるとの反対意見を述べている

- (Tatum v. Lance, 238 Miss. 156, 165-66 (Lee, J., dissenting) (1960).).
- (47) *Creech*, 17 Tenn. App. 580-81.
- (48) *Peterson v. Rude*, 146 N.W.2d 555, 558 (N.D. 1966).
- (49) *Cohn*, *supra* note 35, at 129. なお、自動車による交通事故に関する日本法の状況については、林誠司「監督者責任の再構成(2)」北法56巻(2005年)726-785頁を参照。
- (50) *Hopkins v. Droppers*, 198 N. W. 738 (1924).
- (51) *Id.* at 742.
- (52) *Id.*
- (53) *Fogo v. Steele*, 180 Kan. 326 (1956).
- (54) *Id.* at 328.
- (55) *Id.* なお、〔 〕内の言葉は筆者による補充である。
- (56) 裁判所は「事故当時、Aは20歳であったことから大人として扱う」と述べている (*Id.*)。
- (57) この他の類似事例として、例えば *Daily v. Maxwell*, 152 Mo. App. 415 (1911); *Schultz v. Morrison*, 154 N. Y. Supp. 257 (1915); *Taylor v. Stewart*, 172 N. C. 203 (1916); *Gardiner v. Solomon*, 200 Ala. 115 (1917); *Roark v. Stone*, 30 S. W. 2d 647 (1930); *Coker v. Moose*, 180 Okla. 234 (1937) などがある。
- (58) なお直ちに危険な道具として位置づけられなかったものとして、例えば、ナイフ (*Hulsey v. Hightower*, 44 Ga. App. 455 (1931).)、ゴルフクラブ (*Lubitz v. Wells*, 19 Conn.Supp. 322 (1955).)、自転車 (*Calhoun v. Pair*, 71 Ga. App. 211 (1944).) などがある。
- (59) 樋口・前掲注(8)「子どもの不法行為」428頁。
- (60) 樋口・前掲注(8)「子どもの不法行為」427頁。日本における類似事例に関しては、林・前掲注(1)108頁以下参照。
- (61) RESTATEMENT OF TORTS § 316 (1934); RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 316 (1965). なお、同条の comments (a) によれば、ここで言う親とは父母を指す。
- (62) RESTATEMENT OF TORTS § 316 (1934) の Comments (b) によれば、親の義務とは、親に監督権を行使する機会があり、かつそうする必要性を認識している場合に、親が「実際その時に」有する子どもを監督する能力を行使することであるという。したがって、そのコメントに従えば、第316条の要件は現実的物理的な観点から判断していくことになる。
- (63) *Gratz*, *supra* note 11, at 185-86; Jeffrey L. Skaare, Note, *The Development and Current Status of Parental Liability for the Torts of Minors*, 76 N. DAR. L. REV. 89, 93-94, 101 (2000).
- (64) Captain L. Sue Hayn, *The Civil Liability of Soldiers for the Acts of Their Minor Children*, 115 MLL. L. REV. 179, 205-06 (1987); *Gratz*, *supra* note 11, at 185-86.
- (65) *Williamson v. Daniels*, 748 So. 2d 754 (Miss. 1999).
- (66) *Id.* at 756-77.
- (67) *Id.* at 759.
- (68) *Id.*
- (69) *Id.*
- (70) *Id.*
- (71) *Id.* at 761.
- (72) *Id.* at 762. 本件では親の責任を認めるべきであるとの McRAE 判事の反対意見もある。
- (73) *Id.*
- (74) *Cooper v. Meyer*. 365 N.E.2d 201 (Ill. App. Ct. 1977).
- (75) *Id.* at 203.
- (76) *Moore v. Crumpton*, 295 S.E.2d 436 (N.C. 1982).
- (77) *Id.* at 442.
- (78) *Ryley v. Lafferty*, 45 E.2d 641 (D. Idaho 1930).
- (79) *Id.* at 642. 〔 〕内の言葉は筆者による補充である。
- (80) *Id.*
- (81) *Lunder v. Bidner*, 50 Misc. 2d 320 (1966).
- (82) *Id.* at 321.
- (83) *Id.* at 322.
- (84) *Id.* at 323.
- (85) *Zuckerbrod v. Burch*, 210 A. 2d 425, 427 (1965); *Ross v. Souter*, 81 N. M. 181, 183-84 (1970).
- (86) この他にも被害者救済を重視する判例として、例えば、*Hoverson v. Noker*, 19 N.W.382, 382-83 (1884); *Johnson v. Glidden*, 76 N.W. 933, 933,935 (1898); *Norton v. Payne*, 154 Wash. 241, 245-46,248 (1929); *Candel v. savo*, 39 A.2d 51, 53 (1944); *Ellis v. D'Angelo*, 116 Cal.App.2d 310 (1955) がある。また、*Gratz*, *supra* note 11, at 186-90も参照。
- (87) HAWAII REV. STAT. § 577-3. なお、ハワイが合衆

- 国の州として正式に加入したのは1959年である。
Gratz, *supra* note 11, at 190.
- (88) Michael A. Axel, Note, *Statutory Vicarious Parental Liability: Review and Reform*, 32 CASE W. RES. L. REV. 559, 565 n.41 (1982); Jason Emilios Dimitris, Comment, *Parental Responsibility Statutes—and the Programs that Must Accompany Them*, 27 STETSON L. REV. 655, 661-62 (1997); 59 AM. JUR. 2d Parent and Child § 94 (Statutory liability). また、樋口・前掲注(8)「子どもの不法行為」427-428頁を参照。
- (89) LA. CIV. CODE ANN. Art. § 2318 (1804); Lisa Gentile, *Part Two: Rights of Parents: Parental Civil Liability for the Torts of Minors*, 16 J. CONTEMP. LEGAL ISSUES 125 (2007).
- (90) Linda A. Chapin, Article: *Out of Control? The Uses and Abuses of Parental Liability Laws to Control Juvenile Delinquency in the United States*, 37 SANTA CLARA L. REV. 621, 631 (1997).
- (91) *Id.*
- (92) 20世紀中頃はジョンソン大統領によって「貧困との戦い (war on poverty)」が提唱された時期であるが、その中で少年犯罪の社会的原因にも目が向けられるようになった。この時期には、家庭環境や親の役割の重要性は認識されていたが、貧困、都市スラム、教育や雇用機会などに対するアクセスの欠如といった社会的要因も強調されるようになった (*Id.* at 622.)。
- (93) Joseph T. de Nicola, *Recent Legislation*, 55 MICH. L. REV. 1205, 1207 (1957); Prescott & Kundin, *supra* note 21, at 1039. なお、親の刑事責任に関しては、門田成人「アメリカ合衆国における少年犯罪対策の一断面——子供の犯罪行為に基づく親の刑事責任」国際公共政策研究 6巻2号(2002年)129-147頁を参照。
- (94) 田中編集代表・前掲注(9)620頁。
- (95) Gratz, *supra* note 11, at 191.
- (96) *Id.*; see also Axel, *supra* note 88, at 565 n.41.
- (97) Chapin, *supra* note 90, at 637.
- (98) Freer, *Parental Liability for Torts of Children*, 53 KY. L. REV. 254, 261-62; Nicola, *supra* note 93, at 1207-08. なお、日本民法714条の監督責任を子の加害行為を予防するという観点から説明するものとして、宗宮信次『不法行為法論』(有斐閣、改訂版、1986年)140頁。
- (99) Axel, *supra* note 88, at 574-79.
- (100) Chapin, *supra* note 90, at 637.
- (101) Axel, *supra* note 88, at 566; Chapin, *supra* note 90, at 631-32.
- (102) Axel, *supra* note 88, at 569.
- (103) Skaare, *supra* note 63, at 103-07.
- (104) Corley v. Lewless, 227 Ga. 745 (1971).
- (105) *Id.* at 747.
- (106) *Id.* at 750-51.
- (107) Hayward v. Ramick, 248 Ga. 841 (1982).
- (108) *Id.* at 698.
- (109) *Id.* at 699.
- (110) 例えば、コネティカット州の *Watson v. Gradzik* 事件では、州最高裁は被害者の損害填補に加え、少年犯罪の統制という2つの目的を重視する観点から、無過失代位責任法の合憲性を認めた (*Watson v. Gradzik*, 373 A.2d 191, 193 (1977).)。
- (111) *Kelly v. Williams*, 346 S.W.2d 434 (Tex.1961).
- (112) *Id.* at 436.
- (113) *Id.* at 437.
- (114) Kent, *supra* note 33, at 468.
- (115) テキサス州法の検討に関しては、James M. Cook, Note, *Torts—Parent and Child—Parent Liable for the Malicious and Willful Torts of Child under Tex. Rev. Civ. Stat. Ann. Article 5923-1 (Vernon supp. 1958)*, 37 TEX. L. REV. 924 (1959) を参照。
- (116) *General Ins. Co. of America v. Faulkner*, 259 N.C. 317 (1963).
- (117) *Id.* at 323.
- (118) *Id.*
- (119) *Mahaney v. Hunter Enterprises, Inc.*, 426 P.2d 442 (Wyo.1967); *In re Sorrell*, 20 Md.App. 179 (1974); *Rudnay v. Corbett*, 53 Ohio App.2d 311 (1977); *Vanthournout v. Burge*, 69 Ill. App. 3d 193 (1979); *Stang v. Waller*, 415 So. 2d 123, 124 (Fla. Dist. Ct. App. 1982); *Alber v. Nolle*, 645 P.2d 456, 461 (N.M. Ct. App. 1982) .
- (120) 加藤・前掲注(6)161頁。なお、手製の弓矢を誤って放ったことで目に障害を負ったという傷害事件において親の監督責任が否定されている(最判昭和43年2月9日判時510号38頁)。また子どもによる失火事故においても親の監督責任が否定されている(名古屋高判平成7年11月17日判タ897号141頁)。
- (121) 中嶋・前掲注(5)76頁。

(12) なお、子どもの過失を判断する場合、「子の福祉」という社会的利益も考慮するため、成年の過失判断基準とは異なる。これに関しては、Michael H. Mashurn, *Case note* : Torts-The Standard of Care Required of a Minor Using Dangerous Instrumentalies, 26 ARK. L. REV. 243 (1972); RESTATEMENT (SECOND) of TORTS § 283 A, Comments (b) (1965).

※ 本稿の執筆過程で、第15回青森法学会（2012年11月3日 [於：弘前大学]）において、本稿を報告する機会を与えていただき、その際に多くの御意見を賜った。末尾ながら、ここで厚く御礼申し上げます。